

一括有期事業の年度更新では、労働保険料の適正な申告をお願いします。

労働局が実施する労働保険料の算定に係る実地調査では、近年、以下のような労働保険料の申告誤りが確認されています。

1 一括有期事業に該当する工事の記載漏れがあるもの

一括有期事業に該当する工事について、その一部が一括有期事業報告書に記載されておらず、該当する工事の請負金額に不足が生じたまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

2 事業開始時期の誤りにより労務費率等を誤っているもの

一括有期事業に該当する工事について、事業開始時期を誤り、適用される労務費率を誤ったまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

3 消費税等相当額を含めて請負金額を計上しているもの

一括有期事業報告書には、消費税相当額を除いた請負金額が記載されるころ、消費税相当額を含めた請負金額が誤って記載されたまま、賃金総額が算定され、この額に基づいて労災保険分の保険料が算定されている。

申告誤りにより、保険料の不足が確認された場合には、不足分の保険料の追加納付や追徴金（保険料の10%）の納付手続きを行っていただく必要があります。

このような手続きが発生しないよう、年度更新の際は、申告書と一緒に送付されている「申告書の書き方」（パンフレット）等をご確認の上、適正な申告をお願いします。

保険料の申告の手続については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。